

24障第687-4号  
平成25年（2013年）3月29日  
一部改正 25障第674-3号  
平成26年（2014年）3月28日  
一部改正 26障第678号  
平成27年（2015年）3月31日  
一部改正 28障第108号  
平成28年（2016年）4月28日  
最終改正 29障害第38号  
平成29年（2017年）4月7日

指定障害児通所支援事業所の長 様

長野県健康福祉部長

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準  
に関する条例等の解釈上の留意事項について（通知）

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づき「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第66号）（以下「基準条例」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」（平成24年長野県規則第19号）（以下「施行規則」という。）については、平成25年4月1日から施行することとされました。

ついては、基準条例等の解釈上の留意事項について、下記のとおり整理しましたので、御了知の上、市町村にあっては事業所に対する適切な指導に、事業所にあっては事業運営に遺漏のないよう御配慮願います。

また、市町村においては、管内の基準該当障害児通所支援事業所に対する周知について御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 基準条例の性格

1 基準条例は、指定障害児通所支援事業者等が法に規定する指定通所支援を提供するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児通所支援事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。

2 指定障害児通所支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害児通所支援事業者の指定又は指定の更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②その期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期間を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。

また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示するものであること。

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正な指定通所支援が行われていることが判明した場合、当該指定通所支援に関する障害児通所給付費等の請求を停止させること）ができる。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

- (1) 次に掲げるときその他指定障害児通所支援事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
    - ① 指定通所支援の提供に際して通所給付決定保護者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
    - ② 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
    - ③ 障害児相談支援事業を行う者、障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、障害児又はその家族に対して特定の施設を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
  - (2) 障害児の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
  - (3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 3 指定障害児通所支援事業者が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法の定める期間の経過後に、再度当該事業者から指定障害児通所支援事業所について指定の申請がなされた場合には、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものであること。

## 第2 総論

### 1 事業者指定の単位について

#### (1) 従たる事業所の取扱いについて

指定障害児通所支援事業者の指定は、原則として指定通所支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

##### ① 従業者及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

##### ② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

**(2) 多機能型事業所について**

多機能型事業所に係る指定については、当該多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、第7を参照されたい。

**(3) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて**

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合については、一の指定障害児通所支援事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うこと。

また、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことが可能である。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれの事業所として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は③のとおりである。

**① 従業者及び設備に関する要件**

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

**② 運営に関する要件**

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制（例えば、従業者が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。

**③ 独立した事業所としての判断基準**

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 事業所ごとに必要とされる従業者が確保されている。

ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。（ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。）

**2 用語の定義**

**(1) 「常勤」**

指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている

場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、当該指定障害児通所支援事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害児通所支援事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

## (2) 「専ら～に従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定通所支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害児通所支援事業所等における勤務時間(児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

## 3 一般原則（基準条例第3条）

- (1) 指定障害児通所支援事業所は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性等を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成するとともに、これに基づき、当該指定通所支援を提供しなければならないとしたものである。
- (2) 同条第4項における、指定障害児通所支援事業者を利用する障害児に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護に必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほか、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制等をいうものである。

## 第3 児童発達支援

### 1 従業者に関する基準

- (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に係る従業者（基準条例第5条）

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者について規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。

#### ① 指導員又は保育士（基準条例第5条第1項第1号）

施行規則第2条第1項第1号に規定する「提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる」とは、指定児童発達支援の単位ごとに指導員又は保育士について、指定児童発達支援の提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。

(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。また、ここでいう「障害児の数」は、指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいうものである。

#### ② 児童発達支援管理責任者（基準条例第5条第1項第2号）

児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題等を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定児童発達支援事業所ごとに置くこととしたものである。

児童発達支援管理責任者は、一定の実務経験を有し、かつ、児童発達管理責任者研修（サービス管理責任者研修（児童分野）を含む。）及び相談支援従事者研修（講義部分）を修了していることが必要である。

**③ 機能訓練担当職員（基準条例第5条第1項第3号）**

指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、訓練を担当する職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員）を置くこととしたものである。

この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、施行規則第2条第1項第3号で、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができるものと定めたものである。

**④ 指定児童発達支援の単位（施行規則第2条第3項）**

指定児童発達支援の単位とは、同時に、一体的に提供される指定児童発達支援をいうものである。例えば、午前と午後とで別の障害児に対して指定児童発達支援を提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

また、同一事業所で複数の指定児童発達支援の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となるものである。

**⑤ 児童発達支援管理責任者と他の職務との兼務について（基準条例第5条第5項）**

指定児童発達支援事業所の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。このため、児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。

**(2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）に係る従業者（基準条例第6条）**

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号。以下「最低基準条例」という。）第82条において福祉型児童発達支援センターに義務付けている職員配置を指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の指定児童発達支援の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。

同条第5項は、同条第1項から第3項（第1項第1号を除く）に掲げる従業者のうち第1項第3号の栄養士及び第4号の調理員について、併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。

**(3) 管理者（基準条例第7条）**

指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における

勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があること。)

## 2 設備に関する基準

### (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く）に係る設備（基準条例第9条）

指定児童発達支援事業所とは、指定児童発達支援を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定児童発達支援を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

### (2) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）に係る設備（基準条例第10条）

最低基準条例第81条において福祉型児童発達支援センターに定めている設備の基準を児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において定めたものである。

## 3 運営に関する基準

### (1) 利用定員（基準条例第11条）

指定児童発達支援事業所については、安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものである。なお、同条に規定する「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうものとする。

### (2) 重要事項の説明等（基準条例第12条）

指定児童発達支援事業所は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、障害児の障害の特性に応じた適切な配慮を心がけ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定児童発達支援事業所から指定児童発達支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用申込者及び指定児童発達支援事業所双方の保護の観点から書面によって確認することが望ましい。

また、利用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、次に掲げる内容を記載した書面を交付すること。

なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容
- ③ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定児童発達支援の提供開始年月日
- ⑤ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口

### (3) 契約支給量の報告等（基準条例第13条）

#### ① 契約支給量等の受給者証への記載

指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定児童発達支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。

なお、当該契約に係る指定児童発達支援の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達支援の量を記載することとしたものである。

## ② 契約支給量

受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の通所給付決定を受けた支給量を超えてはならないこととしたものである。

## ③ 市町村への報告

指定児童発達支援事業者は、①の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

ただし、市町村が指定児童発達支援事業者と指定児童発達支援の利用に当たって、密接に連携し、契約内容等を十分に把握しているため、指定児童発達支援事業者から報告を受ける必要がないと認める場合は、報告を要しないこととするこゝで、事務処理の効率化を図るものである。

なお、報告を必要としない市町村については、平成25年3月11日付けで別途通知済みである。

## (4) サービス提供拒否の禁止（基準条例第14条）

指定児童発達支援事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことができる正当な理由がある場合は、次に掲げる場合等である。

① 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合

② 入院治療の必要がある場合

③ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合

## (5) 連絡調整に対する協力（基準条例第15条）

指定児童発達支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

## (6) サービス提供が困難である場合の対応（基準条例第16条）

指定児童発達支援事業者は、基準条例第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

## (7) 受給資格の確認（基準条例第17条）

指定児童発達支援の利用に係る障害児通所給付費を受けることができるのは、通所給付決定保護者に限られることを踏まえ、指定児童発達支援の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定された指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しなければならないこととしたものである。

## (8) 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助（基準条例第18条）

### ① 通所給付決定を受けていない者

通所給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を

踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

**② 利用継続のための援助**

利用障害児に係る通所給付決定の有効期間の終了に伴い、保護者が引き続き指定児童発達支援を受ける意向がある場合には、市町村が通所給付決定に通常要すべき標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該保護者が支給申請を行うことができるよう、申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

**(9) 心身の状況等の把握（基準条例第19条）**

指定児童発達支援事業者は、障害児に対して適切な指定児童発達支援が提供されるようにするため、当該障害児の心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。

また、質の高い指定児童発達支援の提供に資することや当該障害児の生活の継続性を重視する観点から、他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならないこととしたものである。

**(10) サービスの提供の記録（基準条例第21条）**

① 通所給付決定保護者及び指定児童発達支援事業者が、その時点での指定児童発達支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

② 前項の指定児童発達支援の提供の記録について、指定児童発達支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、通所給付決定保護者の確認を得なければならないこととしたものである。

**(11) 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準条例第22条）**

指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとし、金銭支払いを求める際には、当該金銭の使途及び額並びに当該通所給付決定保護者に金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得なければならないこととしたものである。これは障害児やその家族等に対して寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨であるが、障害児の便益を向上させるものについては、一定のルールをもとに通所給付決定保護者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

**(12) 通所利用者負担額の受領（基準条例第23条）**

**① 通所利用者負担額の受領**

施行規則第6条第1号は、指定児童発達支援事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定児童発達支援についての利用者負担額として、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）において定める額の支払いを受けなければならないことを規定したものである。

**② 法定代理受領を行わない場合**

施行規則第6条第2号は、指定児童発達支援事業者は法第24条の3第8項に規定する法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から通所利用者負担額のほか、障害児通所給付費の支払いを受けるものとするものとしたものである。

**③ その他受領が可能な費用の範囲**

施行規則第6条第3号は、指定児童発達支援事業者が、施行規則第5条第1号のA及びイの支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する



費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

(Ⅰ) 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）

(Ⅱ) 日用品費

(Ⅲ) 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

なお、(Ⅲ)の具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとする。

#### ④ 領収証の交付

施行規則第6条第5項は、施行規則同条第1項から第3項までの規定による費用の支払を受けた場合には当該費用を支払った通所給付決定保護者に対して領収証を交付することとしたものである。

#### ⑤ 通所給付決定保護者の同意

施行規則第5条第1号のウの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならないこととしたものである。

#### ⑥ 通所給付決定保護者への通知

指定児童発達支援事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額を通知することとしたものである。

#### ⑦ サービス提供証明書の交付

法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合には、提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他通所給付決定保護者が市町村に対し障害児通所給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、通所給付決定保護者に交付しなければならないこととしたものである。

### (13) 通所利用者負担額の管理（基準条例第24条）

指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定通所支援を受けた場合において、通所給付決定保護者から依頼があったときは、他の指定通所支援に係る通所利用者負担額との合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は市町村に報告するとともに、通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援事業者が必要とする部分について通知しなければならないこととしたものである。

### (14) 指定児童発達支援の取扱方針（基準条例第25条）

① 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援が、漫然かつ画一的に提供されないことがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

② 同条第2項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。

③ 指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努めるとともに、その結果の公表に努めることによって、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

### (15) 児童発達支援計画の作成等（基準条例第26条）

① 児童発達支援管理責任者が作成すべき児童発達支援計画について規定している。児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児

童発達の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、指定事業所毎に定めるもので差し支えない。

また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものであること。

② 児童発達支援管理責任者の役割

児童発達支援管理責任者は、当該児童発達支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施するものである。

ア 障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること

イ 児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること

ウ 通所給付決定保護者へ当該児童発達支援計画を交付すること

エ 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題等を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること

(16) 児童発達支援管理責任者の責務（基準条例第27条）

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。

① 基準条例第28条に規定する業務を行うこと

② 他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(17) 相談等（基準条例第28条）

相談及び援助については、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。

(18) 指導、訓練等（基準条例第29条）

① 指定児童発達支援の提供に当たっては、児童発達支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活へ適応を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする

② 同条第4項に規定する「常時1人以上の指導、訓練に従事する従業者を配置」とは、適切な訓練を行うことができるように従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者を従事させることを規定したものである。

(19) 食事（基準条例第30条）

児童発達支援センターにおける、食事の提供及び栄養管理は、障害児の健全な発育上極めて重要な影響を与えるものであることから、食事の内容はできるだけ変化に富み、年齢、障害の特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれたものとするよう努めることを規定したものである。

また、利用者に提供される食材として、県産の農畜産物等を利用することによって、利

用者が、旬の新鮮な食材を活用した食事の提供を受けられるなど、食生活の充実につながるほか、地域とのより密接した施設運営に資すると認められることから設けた規定である。

**(20) 社会生活上の便宜の供与等（基準条例第31条）**

- ① 指定児童発達支援事業者は画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこととしたものである。
- ② 指定児童発達支援事業者は障害児の家族に対し、当該事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととしたものである。

**(21) 健康管理（基準条例第32条）**

- ① 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所は、障害児の健康管理の把握に努め、医師又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。
- ② 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定したものである。

**(22) 緊急時等の対応（基準条例第33条）**

指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに、障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

**(23) 市町村への通知（基準条例第34条）**

法第57条の2の規定により、市町村は偽りその他不正な手段により障害児通所給付費等の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費等の適正支給の観点から、遅滞なく指定児童発達支援事業者から市町村に通知しなければならないこととしたものである。

**(24) 管理者の責務（基準条例第35条）**

指定児童発達支援事業所の管理者の責務について規定したものであり、管理者は、当該児童発達支援事業所の従業者の管理及び当該事業の運営状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定児童発達支援事業所の従業者に基準条例第11条から第53条までの規定（運営に関する基準）を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

**(25) 運営規程（基準条例第36条）**

指定児童発達支援の事業の適正な運営及び障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、同条第1号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定児童発達支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

**① 利用定員（第4号）**

利用定員は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けられることができる障害児の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定児童発達支援の単位が設置されている場合にあつては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。

また、基準条例第11条に規定する「利用定員」とは、異なる概念であることに留意すること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）

- ② 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額（第5号）

「指定児童発達支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。

また、「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、施行規則第5条第1号のウにより支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指すものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）

**③ 通常の事業の実施地域(第6号)**

通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）

**④ サービスの利用に当たっての留意事項(第7号)**

障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）

**⑤ 非常災害対策(第9号)**

基準条例第39条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）

**⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類(第10号)**

指定児童発達支援事業者は、障害種別にかかわらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定児童発達支援の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならないものであること。

**⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項(第11号)**

「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）により、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、次に掲げる措置等を指すものであること。

ア 虐待防止に関する責任者の設置

イ 苦情解決体制の整備

ウ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）

**⑧ その他運営に関する重要事項(第12号)**

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続や苦情解決の体制等を定めるほか、利用者の安全・安心を確保する観点から、次の事項について規定することが望ましいこと。

ア 衛生管理等

イ 秘密保持等の措置

ウ 事故発生時の対応

エ 協力医療機関等

**(26) 勤務体制の確保等(基準条例第37条)**

障害児に対する適切な指定児童発達支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等に

ついて規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- ① 指定児童発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすることを定めたものであること。
- ② 指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業員によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- ③ 指定児童発達支援事業所の従業員及び管理者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

特に、事故対応、感染症対応、虐待防止等の施設運営上、全ての従業員に周知徹底すべきものについては、毎年定期的実施すること。

また、研修計画を策定し、従業員の能力や経験等に応じてキャリアアップを図るための研修を計画的に年1回以上受講できるよう努めることが望ましいこと。

#### (27) 定員の遵守（基準条例第38条）

障害児に対する指定児童発達支援の提供に支障が生じることのないよう、原則として、指定児童発達支援事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定児童発達支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものである。

##### ① 1日当たりの障害児の数

ア 利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数（法第21条の6の規定により措置している障害児の数を含む。以下同じ。）が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。

イ 利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員に当該入所定員から50を差し引いた数に、100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。

##### ② 過去3月間の障害児の数

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。

#### (28) 非常災害対策（基準条例第39条）

- ① 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難訓練、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

なお、指定障害児通所支援事業所の防火管理者は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第10項及び第11項の規定により、あらかじめ消防機関に通報した上で、年2回以上消火訓練及び防火訓練を実施しなければならないほか、児童発達支援センターである指定障害児通所支援事業所は、最低基準条例第5条の規定により、毎月、避難訓練等の必要な訓練を行うなど、非常災害に対応するための必要な措置を講じなければならない。

また、訓練は、事業所の立地条件に応じて災害の種類（火災、風水害、地震、土砂災害等）や時間帯（昼間、夜間）等の様々な状況を想定して実施することが望ましいものである。

- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）により、指定障害児通所支援事業所は、その希望に応じて、自動火災報知機、消防機関への通報装置等の設置が義務付けられている。

また、備品や工作物の落下・転倒防止の対策を講じておくこと。

- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

- ④ 「関係機関への通報及び連絡体制」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものであること。

特に、定期的に防災マニュアルの確認を全従業者が行うなど、日ごろから従業者の防災意識を高めておくことが必要である。

また、地元自治会等との災害時協力体制に関する協定、他の事業者との災害時の利用者受入れに関する協定等を締結しておくことが効果的であること。

#### (29) 衛生管理等（基準条例第40条）

- ① 指定児童発達支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意するものとする。

ア 指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。

ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

また、次に掲げる感染症又は食中毒が発生した場合は、感染症にあつては保健福祉事務所健康づくり支援課、食中毒にあつては保健福祉事務所食品・生活衛生課あてに報告すること。（平成17年2月22日付け社援発0222002号厚生労働省社会・援護局長通知、平成17年2月22日付け16厚第794号社会部長通知）

ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 上記以外であつて、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

#### (30) 協力医療機関等（基準条例第41条）

指定児童発達支援事業者は、基準条例第41条の規定により、協力医療機関を定めることを規定したものである。なお、指定児童発達支援事業所から近距離、かつ、利用者の障害特性を考慮した診療科であることが望ましいものであること。

#### (31) 身体拘束等の禁止（基準条例第43条）

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身

体的拘束等を行ってはならない。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、次の3要件が満たされていることを担当職員個人による判断ではなく、身体拘束廃止委員会等の組織として、慎重に検討、判断することが必要であること。

なお、事前に障害児の家族から文書によりの同意を得ておくことが望ましいが、その場合であっても、その都度、身体拘束等の必要性の判断が必要となることに変わりはないこと。

- ①切迫性 障害児本人又は他の障害児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと  
(身体拘束等を行うことによる本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等が必要となる程度まで危険性が高いことを確認)
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと  
(まず、身体拘束等を行わずに支援する全ての方法を検討し、他に代替手段が存在しないことを確認)
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること  
(本人の状態等に応じて必要とされる最も短い時間であること)

また、上記の3要件を満たすことを確認した上で、身体拘束等を行う場合は、次の4つの記録を整備しなければならないこととしたものである。

- ①身体拘束等の態様
- ②身体拘束等の時間
- ③身体拘束等の際の障害児の心身の状況
- ④緊急やむを得ない理由

なお、身体拘束等を解消するための計画を児童発達支援計画に位置付けて、身体拘束等の解消に努めることが望ましいこと。

#### (32) 虐待等の禁止（基準条例第44条）

指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し虐待等の行為を禁止したものである。

なお、虐待防止の具体的措置については、(25)の⑦の虐待防止のための措置に関する事項を参考にすること。

#### (33) 懲戒に係る権限の濫用の禁止（基準条例第45条）

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の長たる管理者に対し与えられている懲戒に係る権限は、あくまでも障害児の健全育成のために与えられているのであって、この目的の範囲を超える場合には、懲戒に係る権限の濫用にあたり、これを禁止することを規定したものである。

なお、「懲戒に係る権限の濫用禁止について」（平成10年2月18日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局企画課長連名通知）を参考にすること。

#### (34) 秘密保持等（基準条例第46条）

- ① 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。
- ② 指定児童発達支援事業者に対して、過去に当該指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。
- ③ 従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報等を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定児童発達支援事業者は、あらかじめ、文書に

より障害児又はその家族の同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に給付決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

**(35) 利益供与等の禁止（基準条例第48条）**

- ① 障害児相談支援事業者又は障害福祉サービスの事業者等による指定児童発達支援事業者の紹介が公正中立に行われるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。
- ② 保護者による障害児相談支援事業者又は障害福祉サービスの事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該事業に係る障害児等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。

**(36) 苦情解決（基準条例第49条）**

- ① 苦情解決の仕組みの指針については、平成12年6月7日付け障第452号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知が発出されているので参照すること。  
特に、苦情解決に当たっての中立性や客観性を確保する観点から、第三者委員の活用が効果的であること。
- ② 同条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。
- ③ 苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。  
指定児童発達支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  
また、利用者によるサービス選択に資するとともに、サービスの質や信頼性の向上を図る観点から、個人情報を除いて、苦情解決の結果を広報誌や事業報告書等により公表するよう努めること。
- ④ 社会福祉法上、県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。

**(37) 地域との連携等（基準条例第50条）**

- ① 指定児童発達支援事業者は、地域に開かれたものとして運営されるよう地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。  
近隣の施設、病院、圏域の自立支援協議会等の様々な関係機関との連携を図ることが望ましいものであること。
- ② 児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は幼稚園、小学校及び特別支援学校、保育所若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助として、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を想定している。

**(38) 事故発生時の対応（基準条例第51条）**



障害児が安心して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定児童発達支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 指定児童発達支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

なお、リスクマネジメントの視点を取り入れた業務の見直しと取組としては、日常業務を事故防止の観点から再点検し、サービスの標準化と個別化を図るとともに、利用者の動きの把握、目配りを欠かさない体制づくり、記録と報告の積み重ね、自主的な業務マニュアルづくり、ヒヤリ・ハット事例の収集と活用、現場の知恵や意見を生かすQCサークル活動、継続的かつ定期的な職場内研修等が有効であると考えられること。

- ④ 次に掲げる事故等が発生した場合は、平成29年3月8日付け28障第720号長野県健康福祉部障がい者支援課長通知により、保健福祉事務所福祉課等あてに事故報告書を提出しなければならない。

ア サービスの提供時の入所者等のケガ等又は死亡

イ 入所者等の行方不明（外部の協力により創作活動が必要となる場合）

ウ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等（個人情報漏えいや利用者預り金の横領など）

エ 食中毒及び感染症の発生（インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の集団感染）

オ 火災、震災、風水害その他これらに類する災害による、物的・人的被害の発生

カ その他管理者が必要と認める場合

#### (39) 会計の区分（基準条例第52条）

指定児童発達支援事業者は、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

#### (40) 記録の整備（基準条例第53条）

指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、指定児童発達支援の提供に関する諸記録のうち、同条第2項に規定するものについては、当該指定児童発達支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかななければならない。障害児通所給付費の請求に係る書類も同様に扱うものとする。

ア 基準条例第21条第1項に規定する指定児童発達支援の提供の記録

指定児童発達支援を提供した日から5年以上

イ 児童発達支援計画

計画期間満了から5年以上

ウ 基準条例第34条の規定による市町村への通知の記録

市町村へ通知した日から5年以上。ただし、市町村から当該通知に基づき調査等があった場合は、調査等が完結した日から5年以上。

エ 基準条例第43条第2項に規定する身体拘束等の記録

身体拘束等を行った日から5年以上。ただし、当該身体拘束等に伴う苦情、県又は市町村による調査等があった場合は、苦情の解決又は調査等の完結した日から5年以上とする。

オ 基準条例第49条第2項の規定により受けた苦情の内容等の記録  
苦情解決した日から5年以上

カ 基準条例第51条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録  
事故の再発防止策等の必要な措置が講じられた日から5年以上

#### 第4 指定医療型児童発達支援

##### 1 従業者に関する基準（基準条例第55条）

最低基準条例第86条において医療型児童発達支援センターに義務付けている職員配置を指定医療型児童発達支援事業所の指定医療型児童発達支援の提供にあたり規定したものである。

基準条例第55条第3項は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する社会福祉施設との兼務を認めたものである。

##### 2 設備に関する基準（基準条例第56条）

基準条例第56条第3項は、同条第1項第1号に掲げる設備を除いて、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができることを規定したものである。

##### 3 運営に関する基準

###### (1) 準用（基準条例第57条）

指定児童発達支援事業の運営に関する基準のうち一部の規定は、指定医療型児童発達支援の事業に準用（一部読み替え規定あり）されるものであることから、該当部分を参照されたい。

#### 第5 放課後等デイサービス

##### 1 従業者に関する基準

###### (1) 放課後等デイサービス事業所に係る従業者の員数（基準条例第59条）

基準条例第59条は、指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。

###### ① 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（施行規則第14条第1項第1号）

「提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる」とは、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。

(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、2人が必要となる。

また、ここでいう「障害児の数」は、指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。

###### ② 児童発達支援管理責任者（基準条例第59条第1項第2号）

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)の②を参照されたい。

###### ③ 機能訓練担当職員（施行規則第14条第2項）

指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う

場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員を置くこととし、この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができるものと定めたものである。

④ 放課後等デイサービスの単位（施行規則第14条第4項）

指定児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)の④を参照されたい。

⑤ 児童指導員又は保育士（施行規則第14条第5項）

「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。」とは、(1)の④と同様に、指定放課後等デイサービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、指定放課後等デイサービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。なお、ここでいう「半数以上」については、基準規則第14条第1項第1号に規定された人員に適用されるものであり、人員配置基準を超えて配置されたものについては適用されない。

(例) 定員10人の事業所が人員配置基準を超えて2名加配している場合、児童指導員又は保育士の数は、4人のうち2人ではなく、人員配置基準上の2人のうち1人とする。

⑥ 児童発達支援管理責任者との職務との兼務について（基準条例第59条第5項）

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)の⑤を参照されたい。

(2) 管理者（基準条例第60条により準用される第7条）

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)の⑤を参照されたい。

## 2 設備に関する基準

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の場合と同趣旨であるため、第3の2を参照されたい。

## 3 運営に関する基準

(1) 評価等（基準条例第59条の2）

基準条例第59条の2は、指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うため、同条第1項第1号から第7号までに掲げる事項について、指定放課後等デイサービス事業所が自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。）を参考とするものとする。

(2) 放課後等デイサービスの取扱方針（基準条例第60条により準用される第25条）

① 基準条例第60条により準用される第25条第1項は、指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスが漫然かつ画一的に提供されないことがないよう、個々の障害児の身体その他の状況及び環境に応じた適切な支援を提供しなければならないとしたものである。なお、適切な支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にするものとする。

② 同条第2項に規定する支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課凍も含むものである。

③ 同条第3項は、指定放課後等デイサービス事業者は、自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努

め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

**(3) 準用等（基準条例第60条）**

指定児童発達支援事業の運営に関する一部の規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用（一部読み替え規定あり）されるものであることから、該当部分を参照されたい。

また、放課後等デイサービスにおいても、通所している障害児の病状の急変等に備えるために、医療機関の協力は必要であることから、基準条例第41条の規定は、放課後等デイサービスにも適用する。（第3の3の(30)を参照されたい。）

## **第6 保育所等訪問支援**

### **1 従業者に関する基準**

指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。

指定保育所等訪問支援事業所における従業者については、各地域における指定保育所等訪問支援の利用の状況や指定保育所等訪問支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。

なお、指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。

### **2 設備に関する基準**

#### **(1) 事務室**

指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定保育所等訪問支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

#### **(2) 受付等のスペースの確保**

事務室又は指定保育所等訪問支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

#### **(3) 設備及び備品等**

指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所等と同一敷地内にある場合であって、指定保育所等訪問支援の事業又は当該他の事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

### **3 運営に関する基準**

#### **(1) 身分を証する書類の携行（基準条例第64条）**

障害児等が安心して指定保育所等訪問支援の提供を受けられるよう、指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者、当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

なお、この証書等には、当該指定保育所等訪問支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

**(2) 準用等（基準条例第65条）**

指定児童発達支援事業の運営に関する基準の一部の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用（一部読み替え規定あり）されるものであることから、該当部分を参照されたい。

**第7 多機能型事業所に関する特例（基準条例第80条）**

**1 従業員の員数に関する特例（施行規則第12条）**

**(1) 従業員の員数の特例**

多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の職務に専従するものとし、指定障害児通所支援ごとに配置される従業者間での兼務を可能としたものである。

**(2) 常勤の従業者の員数の特例**

利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、指定障害児通所支援事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とすること。

**2 設備に関する特例（施行規則第13条）**

多機能型事業所の設備については、当該指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。

**3 利用定員に関する特例（施行規則第14条）**

**(1) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員**

多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、5人以上。）とすることができるものとしたものである。

なお、保育所等訪問支援については、利用定員の定めがないため、除かれる。

**(2) 多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員**

多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができるものであること。

**(3) 離島その他の地域における多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員**

「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」（平成24年厚生労働省告示232号）に規定する多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）であつて、知事が将来的にも利用者の確保の見込みがないと認める場合については、(2)にかかわらず、利用定員の合計は10人以上とすることができるものであること。

**第8 基準該当通所支援の事業の基準（基準条例附則第3項及び施行規則附則第4項）**

基準条例附則第3項及び施行規則附則第4項は、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスに関する基準を規定したものである。

基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスの基準を満たすと認められる事業所として、一定の基準を満たした以下の事業者に関する特例もあることから、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスに関する基準の内容については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成23年厚生労働省令第15号）第2章第5節及び第4章第5節を参照されたい。

- ① 指定生活介護事業所に関する特例
- ② 指定通所支援事業所に関する特定
- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例